

令和8年度

生徒心得



聖心学園中等教育学校

校章について



学校法人聖心学園（聖心学園中等教育学校・奈良芸術短期大学・橿原学院高等学校・聖心幼稚園）が所在する橿原市の「かしはら」の語源は、「柏が葉」であるといわれている。

平成15年に開校した本校は、同法人内の短期大学、高等学校、幼稚園に準じて、古くからの柏の葉を「三つ葉がし」にアレンジして校章に取り入れた。本校においては、この三つの葉に「誠実」、「勇気」、「創造」を意味づけ、すべての領域に根幹となる「礼節」を加えて本校教育のあるべき姿を象徴している。

聖心学園の教育

建学の精神

豊かな特性と広く深い学識を持ち、世界的視野に立つ心身ともに明るく健康的な紳士・淑女を養成する。

校訓

礼 節 本校教育の根幹となるもの。お互いが尊敬し合い、人間として他を害することなく節度ある生き方をしようとする姿勢。

誠 実 何事にも誠の心をもって真摯にことにあたり、熱心にもものに打ち込む姿勢。

勇 気 他人に頼ることなく、自己の信念に基づき果敢にことにあたる姿勢。

創 造 深い英知と知能をもって、常に新しいものを創り出す努力をする姿勢。

教育理念

建学の精神に基づき、時代の要請に対応し、現代社会に貢献でき得る人間育成に努める。学を修め、礼節を重んじる心豊かな品位のある生徒の育成に努める。

学園生活を充実させるための心得

聖心学園中等教育学校は、生徒である皆さんの学校です。学園生活をよりよく、充実したものにするために次の約束を守りましょう。

1 登下校は颯爽と

- (1) 8時35分までに必ず登校し、8時45分には着席した状態で始業を迎えましょう。
- (2) 通学には、定められた通学路を通りましょう。また、通行人や学校周辺の方々に迷惑をかけるよう心がけましょう。
- (3) 通学途中は、交通ルールを守り事故から身を守るとともに、高齢者や身体の不自由な方をいたわり、車内では席を譲るなど、常に本校生として品位ある行動をとりましょう。
- (4) 不審者からの被害を防ぐため、登下校の際は一人で行動しないようにしましょう。
- (5) 通学には、できるだけ公共の交通機関を利用しましょう。なお、自転車通学を希望する場合は、毎学年、担任に届け出て、学校所定のステッカーの交付を受けましょう。
- (6) 自転車通学生は、自転車保険に加入し、ヘルメットを着用して安全運転を心がけましょう。なお、傘をさしての運転は禁止されています。雨の日はレインコート等を着用しましょう。

2 欠席・遅刻・早退・外出の届は確実に

- (1) 欠席、遅刻、早退をする場合は、あらかじめ保護者が生徒手帳の「学校と家庭の連絡欄」に記入し担任に提出しましょう。なお、やむを得ない場合は、担任に電話等で連絡し、次に登校する際、必ず担任に届を提出しましょう。
- (2) 「遅刻」の場合は、教室に行く前に必ず職員室で「遅刻カード」又は、「入室許可証」に必要事項を書き、検印を受けましょう。許可を受けていない場合は、教室に入って授業を受けることができません。
- (3) 登校後は、放課後まで校外に出ることはできません。外出を要する場合は、担任に申し出て、許可を受けましょう。

※特別な理由がない遅刻が続く場合は家庭に連絡し、指導する場合があります。

3 服装は聖心学園の姿

- (1) 授業日はもちろん、日曜日、祝日また長期休業中に登校する場合も、必ず本校指定の服装で登校しなければなりません。やむを得ない理由がある場合は、異装許可を受けること。
- (2) 制服を变形させてはいけません。
- (3) 生徒は校内では必ず名札をつけなければなりません。また男子は必ずベルトを使用し、ホックやボタンもきっちりとめましょう。女子は、スカート丈を故意に短くしたり、サスペンダーでつり上げたりしてはいけません。（膝がかくれる長さに）

4 頭髪はあなたの姿

- (1) 頭髪は、活動的で清潔にしましょう。
- (2) 男子は、丸刈り、長髪は問いません。ただし、長髪の場合、耳、目、えりに髪がかからないようにし、もみあげ部分も不必要に長くしてはいけません。また特殊な髪形・不自然な髪形にしてはいけません。（モヒカンや極端なツープロック等）
- (3) 女子は、前髪が目にかからないようにし、肩にかかる髪は、黒色等のヘアゴムで結ぶこと。
（礼をした際に垂れ下がる髪は、横から目が見えるようにヘアピンで留めること）
- (4) 脱色、染毛、パーマなど手を加えることやピアス、ネックレス、指輪などの装飾や化粧をすることは一切禁止です。髪に目立つヘアーワックスやヘアースプレーをつけることも禁止です。

※ 身だしなみを指摘されたものは、速やかに改善しましょう。定められた期間内に改善されない場合は学校から理髪店等へ連れていくことがあります。

5 校内生活を礼儀正しく

- (1) 登下校時の校門出入の際は、校舎に向かい、必ず立ち止まって礼をしましょう。
- (2) 入退室の作法を守り、来客、教職員、生徒お互いの挨拶を欠かさず、礼儀正しくしましょう。
- (3) 集団生活としての自覚をもち、常に他人の立場に立って物事を考え、身勝手になるような行為は厳につつしみましょう。特に、年長者に対しては礼儀正しく尊敬の念をもって接し、友人同輩においてもお互いに支え合い、好ましい人間関係を築いていきましょう。
- (4) 言葉づかいは、はっきりと明瞭にし、粗野に流れないようにしましょう。
- (5) 学習に不必要なものや必要以上の金銭、貴重品を持参してはいけません。また、生徒間の金銭の貸し借りもしてはいけません。
- (6) 校内へ携帯電話を持込む場合は、事前に「携帯電話持込み許可願」を提出し、次の持込みに関する規則を厳守しなければいけません。

携帯電話の校内持込みに関する規則

- ・通話機能を有し、緊急通報可能な端末であること。
- ・青少年インターネット環境整備法に則り適正なフィルタリングが掛けられていること。
- ・家庭（保護者）との連絡又は、学習の目的で使用する事。
- ・校舎内では、電源を切り、袋に入れ、使用しないこと。
- ・登校後は下校時まで学校に預けること。
- ・歩きながらや自転車を運転しながら使わないこと。
- ・電車、バスの車内では通話を避けること。
- ・下校時の連絡は、昇降口で下足に履き替え、校門を出るまでに済ませること。
- ・携帯電話の盗難・紛失・破損等については、一切学校は責任を負いません。
- ・万が一、本規則を守らなかった場合は、学校の指導に従うこと。

※ 規則に違反した場合は、端末を1週間学校で預かります。また、1年以内に違反を繰り返した場合、2回目は端末を2週間学校で預かり、3回目については端末を1ヶ月預かり許可を一旦取り消します。

- (7) 学用品等には、必ず記名しましょう。
- (8) 紛失・盗難・拾得については、直ちに学級担任に届けましょう。
- (9) 常に校内の美化に留意し、清潔・整頓に努めましょう。
- (10) 通学、校舎内、体育フロアー、運動場で使用する靴の区別をきっちり守りましょう。
- (11) 学校の備品はみんなの物です。すべての物を大切に扱いましょう。
紛失・破損させた場合は、事情によっては弁償の責を負うものとします。
- (12) その他、わからないことがあれば自分で判断せず、必ず学級担任又は担当教員に尋ねましょう。

6 学校外でも聖心学園の誇りを持って

- (1) 健康と安全に留意し、他人に迷惑をかけることなく、常に本校生としての自覚と誇りを持って行動しましょう。
- (2) インターネットの利用について、SNS・ブログや掲示板等で学校や生徒が特定できる記事や写真を掲載してはいけません。（例えば、校舎内の写真、文化祭等学校行事の写真、制服姿での写真など）
また、家庭生活でも個人を特定できる記事や写真の掲載は極力避けましょう。
- (3) 学習用端末（クロームブック等）については学校の規定を守り、使用しましょう。
- (4) 普段のスマートフォン・携帯電話の使い方にも注意しなければいけません。カメラを利用して、無断で撮影するなど、他の人の肖像権を侵害することがないようにしましょう。また、交通ルールやマナーを守りましょう。

- (5) 18歳未満の者の出入り禁止場所や中学・高校生として好ましくない場所には、立ち入らないようにしましょう。
- (6) 保護者同伴でない夜間の外出などはつつしみましょう。
- (7) 学業に専念するため、アルバイトをしてはいけません。
- (8) 校外で事故にあったり、被害をこうむったりしたときは、直ちに警察と学校に連絡しましょう。
- (9) 在学中は、原動機付自転車・自動車等の運転免許の取得、並びに運転をしてはいけません。
- (10) 旅行、キャンプ、登山等は学校へ「旅行届」を提出し、保護者同伴のもとに行いましょう。

7 「時は金なり」 1日1日の時間を大切に

- (1) 本校の校時は、表のとおりです。始業は、朝のSHRから始まり、早朝基礎テスト（国語・数学・英語）と読書タイムが週3回ずつ行われます。これらは授業と同じ扱いですから、成績評価されます。早朝基礎テストは、80点以上を目指してください。読書タイムでは自分に合った興味のあるものから、どんどん読みましょう。

	月・水	火・木・金	土
S H R	8:45～8:50	8:45～8:50	8:45～8:50
早朝基礎テスト・読書タイム	8:50～9:10	8:50～9:10	8:50～9:10
1 時限目	9:20～10:10	9:20～10:10	9:20～10:10
2 時限目	10:20～11:10	10:20～11:10	10:20～11:10
3 時限目	11:20～12:10	11:20～12:10	11:20～12:10
昼食・休憩	12:10～12:50	12:10～12:50	12:10～12:50
4 時限目	12:50～13:40	12:50～13:40	12:50～13:40
5 時限目	13:50～14:40	13:50～14:40	13:50～14:40
6 時限目	14:50～15:40	14:50～15:40	
7 時限目		15:50～16:40	
清掃・SHR・軽食	15:40～16:00	16:40～17:00	14:40～15:00
放課後学習・基礎学力充実講座 部活動・その他	16:00～19:00 部活動・その他	17:00～19:00 放課後学習・基礎学力充実講座	15:00～18:00 部活動・その他

- (2) 本校は、授業の始まる前に予鈴が鳴ります。教科担当の先生は、この合図で職員室を出るので、生徒は必ず予鈴の合図で次の授業教材が机上にそろっているかを再確認して、速やかに着席し静かに先生を待ちましょう。また、先生の来室が遅れたとき（授業開始時刻から5分経過）は室長又はその教科係が、必ず職員室に連絡しましょう。また、授業終了後に必ず次の授業の準備をしてから休憩しましょう。
- (3) 時間に余裕のある人は、部活動にも積極的に参加しましょう。
- (4) 最終下校の時刻を守りましょう。

何事においてもチャレンジ精神をもって、1日1日を無駄にすることなく理想を高く掲げ、自己の目標を明確にして青春の情熱を燃やしましょう。聖心学園の歴史は、君たちが築いていくのです。

8 学習

自ら探究心に燃え、常に積極的・能率的に学習に取り組むよう努力しなければなりません。

- (1) 毎時間の授業を大切にし、学習に全力を集中しましょう。
- (2) 予習・復習を励行し、学習内容の理解に努めましょう。
- (3) 自習時間は静粛にし、みだりに自分の席を離れる等の行為をしてはいけません。
- (4) 課題・宿題等は、定められた期限内に提出しましょう。
- (5) 定期考査では自己の実力を十分発揮するように努めましょう。不正行為は絶対にしてはいけません。
- (6) 図書室を活用し、自発的に学習に取り組みましょう。

9 忌引きについて

忌引きの日数は、次のとおりとする。

父母の死亡（7日以内） 兄弟姉妹の死亡（3日以内）

祖父母の死亡（3日以内） 伯叔父母の死亡（1日）

曾祖父母の死亡（1日）

法要・年祭《亡父母に限る》（当日1日）

10 出席停止について

- (1) 学校保健安全法施行規則第18条（感染症の種類）に掲げる感染症にかかった場合、学校長は出席停止を命ずる。この場合、その日数を出席すべき日数には加えない。
- (2) 学校長は、懲戒等により出席停止を命ずることができる。生徒賞罰内規は別に定める。

11 その他

部活動について

(1) 校内活動

部活動中は顧問の指導を受けながら、安全面に配慮し怪我をしないように気を付けましょう。用具を使用する場合は、取り扱いに注意し、後片づけをきちんとすること。

(2) 校外活動

必ず顧問の指示・指導を守りましょう。また、本校生としての品位を保つこと。

保健室利用について

学校で具合が悪くなった場合は、まず担任の先生か学年の先生に申し出て、指示を受けるようにしましょう。

食堂・自動販売機の利用について

食堂を利用する際は、順番やマナーを守りましょう。食堂で購入したものは、校舎内へ持ち込まず食堂で食べましょう。自動販売機は本館2階及び北館1階を利用すること、購入できる時間は原則、始業前・昼休み・放課後です。健康に留意して必要以上の飲食は控えましょう。

以上、本校が生徒に望むことです。万が一、これらのことを守らなかった場合、特別に指導することがあります。みんなが気持ちよく生活できるように一人一人がこの心得を守って過ごしてくれることを願っています。

服装等のきまり

服装を整えることは、集団生活の基本であり、学業に励もうとする心構えの現れである。

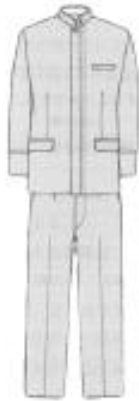
本校生徒は、通学又は外出に際しては本規定に定める服装を着用し、常に清潔で落ち着いた身だしなみに留意するよう努めなければならない。

※マニキュア・指輪・化粧・ピアス・ネックレス・手首への装飾物・香水等は、一切認めない。

本校指定のものを着用すること。

1 制服

冬服



合服



夏服



		男子	女子
冬服	期 間	10月上旬 ～ 5月下旬	
	上 衣	濃紺色の詰襟服 (校章付き)	グレー色を基調としたセーラー服 (マーク付き)
	下 衣	濃紺色のスラックス (冬用)	濃グレー色のセーラースカート 又はスラックス
	シャツ	オフホワイト色長袖ボタンダウンシャツ	
	リボン		グレー色のリボンタイ
	ベルト	黒色ベルト (裏面氏名記入可能)	
	靴 下	白色ソックス (刺繍入り)	グレー色ハイソックス (刺繍入り)
	※防寒具 (希望者のみ)	濃紺色ニットセーター (マーク付き) コート・マフラー	濃紺色カーディガン (マーク付き) コート・マフラー
合服	期 間	5月下旬 ～ 6月中旬 ・ 9月下旬 ～ 10月上旬	
	上 衣	冬服シャツ及び濃紺色ニットベスト (マーク付き)	夏服上衣及び白色カーディガン (マーク付き)
	下 衣	夏服に同じ	夏服に同じ
	ベルト	冬服に同じ	
	靴 下	白色ソックス (刺繍入り)	白色ソックス (刺繍入り)
夏服	期 間	6月中旬 ～ 9月下旬	
	上 衣	濃紺色の前立ての白色半袖シャツ (マーク付き)	濃紺色を基調とした半袖セーラー服 (マーク付き)
	下 衣	濃紺色のスラックス (夏用)	濃紺色のセーラースカート 又はスラックス
	ベルト	冬服に同じ	
	靴 下	白色ソックス (刺繍入り)	白色ソックス (刺繍入り)

- ※ 校内においては、学校指定の名札を必ず胸につけること。
- ※ 男子の濃紺色ニットベスト、女子の濃紺色カーディガン及び白色カーディガンについては、原則その時期の制服に準ずるが、天候や体調に応じて着脱することができる。
- ※ 下着については、男子のシャツの下が透けて見えない色で無地の物、女子のセーラーの襟元から見えないものを着用すること。

2 靴下

男女とも、学校指定のものとする。女子のストッキングはベージュとする。

3 靴

靴類はすべて（通学靴・上履き・運動靴・体育館シューズ）本校指定のものとする。

4 鞆

通学鞆並びにサブバッグ・靴袋は、本校指定のものとする。

5 その他

冬期の防寒について

(1) マフラー

本校規定品又は、規定品と同系色（黒色・紺色・灰色又は、グレー系のタータンチェック柄）のマフラーやネックウォーマーであれば着用してもよい。

(2) 手袋

登下校時の手袋は、黒・紺・茶色等で華美でないものを着用してもよい。

※自転車通学生は、安全のためにも時期を問わず着用しましょう。

(3) ひざ掛け

教室内に限って黒・紺・茶色等が無地のものを使用してもよい。

※ 特別な事情があつて異装しなければならない場合、又は指定以外の持ち物を学校に持ち込む場合は、生徒手帳にその旨を記入し、学級担任に届け出て許可を受けること。また併せて生徒部にも「許可願」を提出して許可を受けること。

警報発令時の取扱

大雨・洪水・暴風のいずれかの警報、又は特別警報（以下「警報等」という。）が発令された場合は次のとおりとする。

1 登校前に警報等が発令された場合

(1) 通常授業の日

登校時に樫原市、又は居住地の市町村に警報等が発令されている場合は、自宅で待機し、解除された時点で、直ちに安全な方法で登校する。ただし、午前9時の時点で、樫原市の警報等が解除されていない場合は、全校生徒自宅学習とする。また、居住地の市町村に警報等が午前9時の時点で解除されていない場合は、当該市町村の生徒は、自宅学習とする。（公欠扱い）

(2) 学校行事等により午前中3限授業の日

午前7時の時点で樫原市に警報等が発令されている場合は、全校生徒自宅学習とする。また、居住地の市町村に警報等が発令されている場合は、当該市町村の生徒は、自宅学習とする。（公欠扱い）

(3) 定期考査期間中

午前7時の時点で樫原市に警報等が発令されている場合は、全校生徒自宅学習とし、当日予定されている考査については考査最終日の翌日に行く。また、居住地の市町村に警報等が発令されている場合は、当該市町村の生徒は、自宅学習とする。（公欠扱い）

※自宅学習については、午前10時を目途にインターネットを利用して、当日の学習内容について連絡・配信されます。

2 登校途中に警報等が発令された場合

情報を得た時点で、身の安全を第一に考え、発令状況を踏まえて、帰宅するか、学校へ登校するかを判断する。また、どちらも困難な場合は、安全な場所にて、家庭又は学校に連絡を取り指示に従うこと。

3 在校中に警報等が発令された場合

学校の指示に従って行動すること。

地震等発生時の対応

1 登校前

居住地に震度5強以上の地震が発生したり、大きな災害が想定される場合は、自宅学習とする。交通機関の運行見合わせ等で登校が困難な場合も自宅で待機し、学習する。(公欠扱い)

2 登下校中

登校・下校中に大きな揺れを感じた場合、身の安全を第一に考え、「自宅又は学校のどちらか可能な方に避難する」若しくは「公共施設など、家庭で予め決めてある避難場所を利用する」等の行動をとり、学校・家庭に連絡をする。地震発生時の行動については、家庭で話し合い避難場所を決めておく。(公欠扱い)

3 在校中

安全を確保しつつ、学校で待機する。

一人一台端末及びGoogle Workspace for Education利用のガイドライン

1 はじめに

一人一台端末は、本校における教育活動の推進のために導入されたものです。ICT機器は使い方により、利用者の可能性を広げ、能力を伸ばすこともできますが、一方で、利用の仕方によっては、その能力をスポイルすることも簡単にできてしまいます。その利用にあたっては、利用者一人一人がICTの有効性と自分及び、他人にもたらす危険性を十分に認識し、良識のもとに利用することが重要です。利用のガイドラインを以下にまとめました。注意事項を守って有効に活用しましょう。

本ガイドラインは、生徒の活用状況、リテラシーに応じ、今後必要に応じ改訂していきます。

2 全体にわたって

- (1) ネット上の空間であっても、日常の教室、学校と同じく、生徒心得に従い、聖心学園の生徒としてふさわしい言動、行動をしましょう。
- (2) 学校から配布されたアカウント、パスワードについては、他人に教えてはいけません。また、他人のアカウント、パスワードでログインしてはいけません。機器の貸し借り、無断利用等、他人のアカウントの利用も禁止です。
- (3) Google Workspaceは本校における学習活動に関係のある事柄のみに用いることができます。例えば、学習に関係のない個人的な目的で、学校から配布されたアカウントを用いてデータを「ドライブ」に保管したりすることは禁止です。
- (4) 端末、アカウントには様々なフィルタリングや利用制限の設定がかけられています。これらを学校の許可なく解除、リセットしようとするのは禁止です。また、抜け道を探して規制のかかったサイトやアプリを利用しようとする行為も同様です。
- (5) 情報の管理には注意を払いましょう。※1Google Workspace内で得た※2情報を※3外部に流出させることは厳禁です。

※1 本校の教育活動で利用している他のオンラインツールも含まれます。

※2 例として、授業のミーティングIDやパスワード、課題や授業の内容（プリントのファイルや画面のスクリーンショット等も含む）、動画のURL、その他個人情報などがあります。

※3 外部には、直接伝えることだけでなく、LINEやXなどのSNSへ書き込むことや、ネット上に現物、あるいはそのリンクを貼ることも含まれます。

- (6) 学校でインストールしたアプリのみ利用できます。個人で自由にアプリをインストールすることはできません。

- (7) 端末及びクラウド上に保存されている個人のデータに関して学校は補償しません。
- (8) 学年・クラス等で決められたルールがある場合はそれらも順守してください。

3 校内における利用

- (1) 本校における教育・学習活動にのみ用います。学習に関係のない動画や音楽の視聴、ゲーム、SNS、教育活動に無関係な写真・動画の撮影等は時間を問わず禁止です。授業時間だけでなく、休み時間、放課後においても、端末の利用状況のモニタリングをすることがあります。
- (2) 貴重品であることを踏まえ、教室を離れる際は、ロッカーに入れ、必ず鍵をかけて保管してください。
- (3) 学校の電源を用いた充電は禁止します。家庭で充電し、そのうえで、さらに充電の必要があれば各自でモバイルバッテリーを購入し持参してください。
- (4) イヤホン、ヘッドセット等の周辺機器は原則、有線接続のものを使用してください。Bluetoothは不可とします。（多数の機器が存在することによるペアリングの混乱を避けるため。）

4 授業中の利用（オンライン授業を含む）

- (1) 授業担当の教員の指示の下で利用してください。理由があり使用したい場合は事前に担当教員の許可を得てください。
- (2) 授業の録画、録音、スクリーンショット、板書の撮影等は、その授業の担当教員の許可を得て、あるいは指示の下で行うこと。（ある授業で認められたから他の授業でも同じことをしてもよいとは限りません。）

5 休み時間、放課後（放課後学習時）の利用

- (1) 自習のための利用は可とします。すらすら、スタディサプリなど学習関連のアプリやサイト、ニュースピックスも利用してもかまいません。
- (2) リスニングの学習、スタディサプリ等、音声が必要な場合には、必ずイヤホンやヘッドホンを利用し周囲に音が聞こえないように気を配りましょう。

6 校外での利用

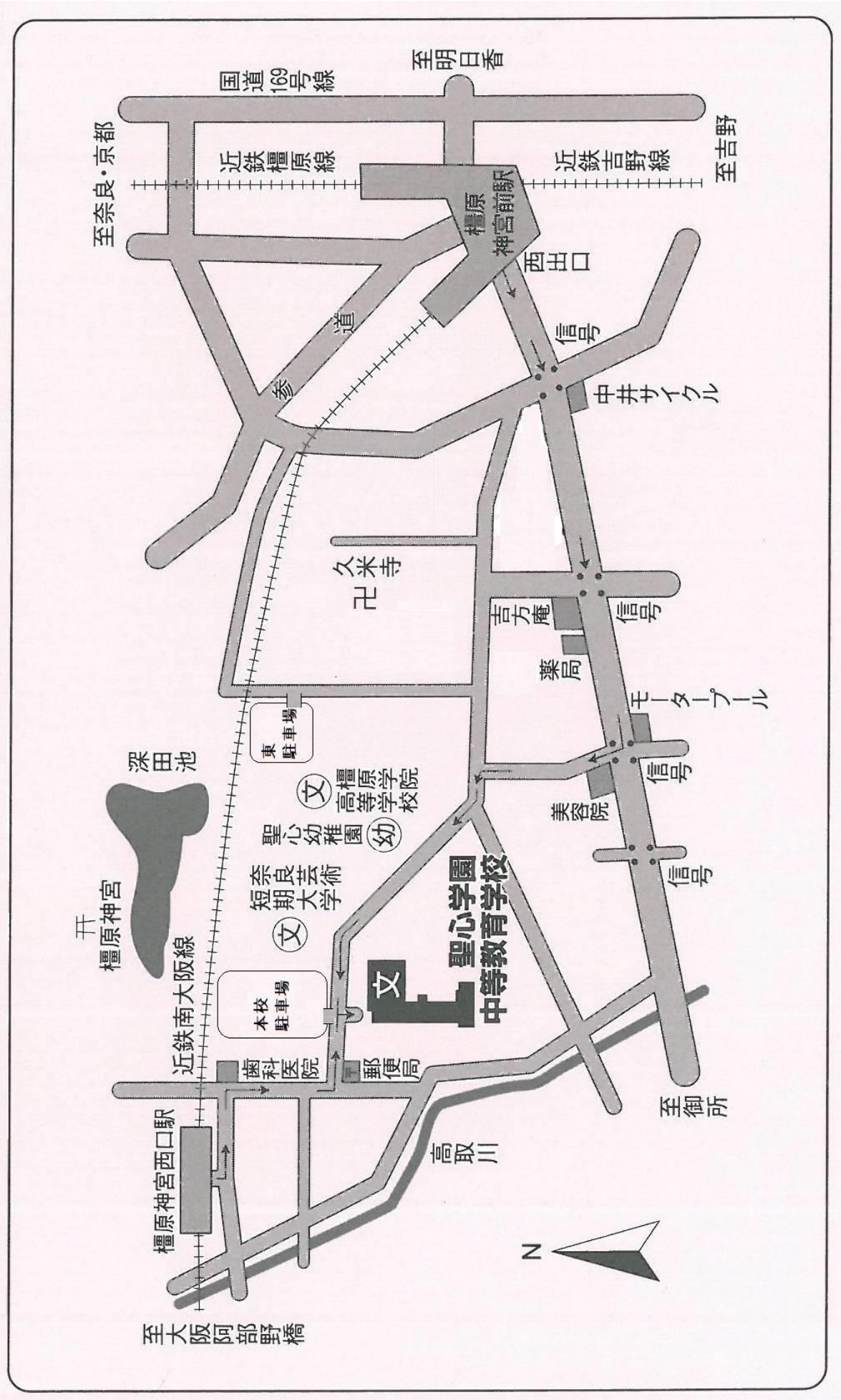
- (1) 家庭においては、学習のための端末であることを踏まえ、保護者の方ともよく話し合い良識と節度を持って利用してください。健康上の理由からも深夜の利用や長時間に渡る利用は控えましょう。
- (2) 登下校時の利用は禁止します。（破損・紛失防止、安全上の問題のため）

7 紛失・破損、その他トラブルについて

- (1) 全員が同じ端末を利用しているので、他人のものと取り違えないように注意しましょう。間違いにくいよう、本体（例えばディスプレイ裏などの見やすいところ）に目印になるものをつけてもかまいません。また、すべての端末には、それぞれ誰のものかを示す番号シールが2枚貼付してあります。はがさないように注意してください。
- (2) 端末を紛失したときは直ちに学校に連絡してください。端末をロックします。
- (3) 校内でトラブルが生じた場合など、予告なく全員または個別の端末のネットワーク利用、校内への持ち込みを停止することがあります。また、トラブル原因の究明のため個人端末、Google Workspaceから、校内ネットワークの利用状況や履歴、操作やデータの内容、送受信記録のログを取ることがあります。

8 違反行為について

学校における目的外使用などガイドラインに反する行為や、生徒心得から逸脱する行為があった場合、利用の制限やアカウントの停止、利用していたサイトのブロック等の処置を行い、特別に指導します。



聖心学園中等教育学校

〒634-0063 奈良県橿原市久米町2-2-2番地

☎ 0744 (27) 3370

FAX 0744 (27) 3525